

令和2年9月29日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

| | ページ |
|---|-----|
| 1 津久井やまゆり園の再生について..... | 1 |
| 2 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の開催状況について..... | 9 |
| 3 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について..... | 1 1 |
| 4 福祉子どもみらい局所管計画等の改定時期の変更について..... | 1 4 |
| 5 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し 時期の変更について..... | 1 6 |
| 6 児童相談所の再編について..... | 1 7 |

1 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や指定管理の現在の取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 4 月

内 容：居住棟等の新築工事

管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月着工、9 月現在、躯体工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 8 月予定

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和 2 年 6 月に着手した準備工事により、現存建物の解体・撤去等を実施、9 月 30 日に新築工事に着手予定

そ の 他：令和 2 年 8 月 30 日に新築工事の住民説明会を実施

供用開始：令和 3 年 12 月予定

イ 鎮魂のモニュメントの整備

(ア) 実施状況

モニュメントの設計について、これまでご遺族などからいただいた意見を整理し、設計業務を委託する設計業者をプロポーザル方式により募集し、デザイン及び設計の提案等の内容について審査を行い、設計業者を選定した。

a 募集期間 令和 2 年 8 月 4 日～9 月 10 日

b 参加業者 4 者

c 選定方法

設計業者から複数案の提案を求め、津久井やまゆり園利用者のご家族や地域の方など関係者を含む審査会により選定を行った。

(主な評価のポイント)

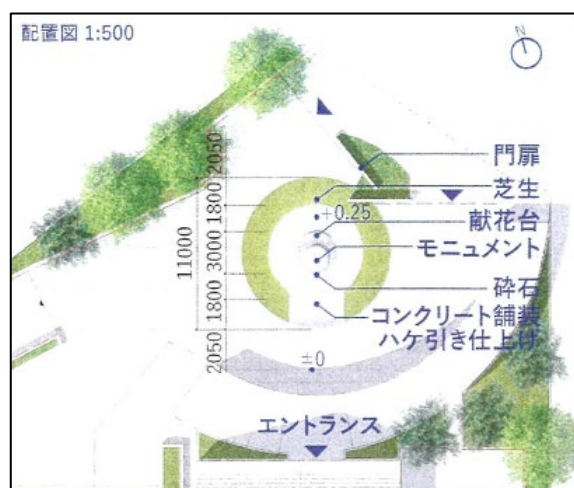
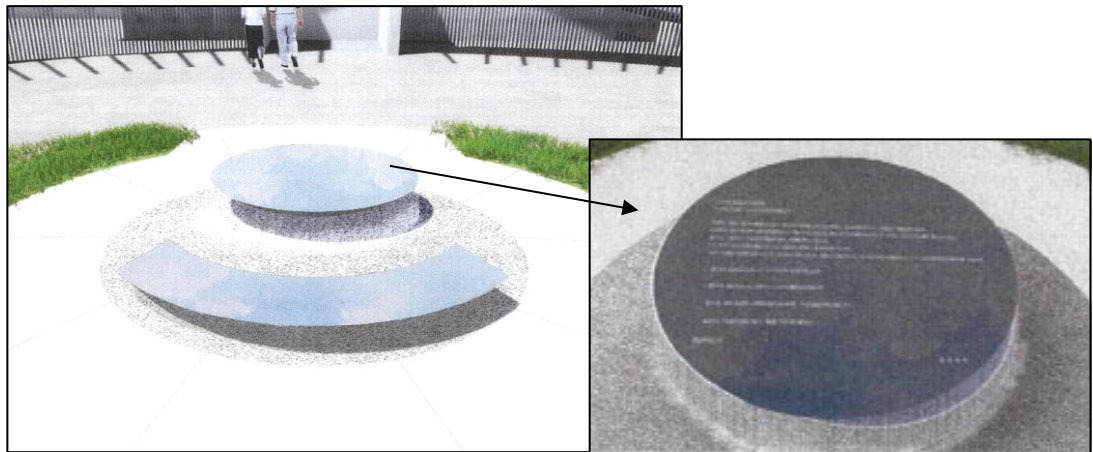
- ・ 犠牲者への追悼の意を表すことができる工夫をしているか
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」を踏まえ、後世へメッセージを伝える工夫をしているか
- ・ 献花ができるスペースの確保や地域住民との交流の場としても活用できるような配慮がなされているか

d 選定業者 株式会社スタジオ・ゲンクマガイ (横浜市中区)

(参考) 選定業者の提案内容

「空とつながる水鏡」

水で満たされた器は大きな水鏡となり鮮明に空を映し、器から流れる水は水音となり訪れる人の心に響く。



- ・ 選定業者からの提案に基づき、今後、関係者から幅広く意見を聴取し、仕様の作成や詳細設計など取組みを進めていく。

(1) 今後のスケジュール

令和2年12月 令和2年第3回県議会定例会厚生常任委員会に
モニュメントの設計イメージ（案）を報告

令和3年2月 令和3年第1回県議会定例会厚生常任委員会に
モニュメントの制作の入札結果を報告

夏頃 モニュメントの整備完了予定

(2) 指定管理

- ・ 令和3年8月から令和4年度末までを指定期間とする、新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者を、非公募でかながわ共同会とすることについて、審査の手続きを行う。
- ・ 両施設の指定管理者評価委員会を設置し、委員会の意見を聴取したうえで、選定基準（別紙）を策定した。

(今後のスケジュール)

令和2年10月～12月 かながわ共同会からの指定管理の申請受付

令和2年12月 指定管理者評価委員会による候補者の評価
～令和3年1月

令和3年2月 令和3年第1回県議会定例会に指定議案を
提出

8月 非公募による指定管理の実施

障害福祉関係施設の指定管理者の選定基準

(1) サービスの向上 (50 点)

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを生かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|---------------------------|-------------------------------|--|----|
| 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 | ガバナンスの具体的なあり方 ①組織による管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> 専門性に裏付けられた組織体制の構築が図られているか 法人内での虐待事案や不祥事、利用者支援の指摘を踏まえた組織構造の変革が図られているか 利用者の権利擁護を最重要課題とする組織運営が図られているか 運営方針に則った、明確な管理体制や現実的かつ実効性のある内部統制の仕組みの構築が図られているか 組織として、虐待等が重大な人権侵害であることを認識し、自らの支援を常に見直し、検証していく体制の構築が図られているか 利用者・利用者家族・支援職員の意見が組織運営に反映される体制の構築が図られているか 利用者を直接支援する現場の支援職員の労働環境が適法に維持される体制の構築が図られているか 必要に応じ、定款の変更などに着手することを認識しているか 指定管理業務全般を通じて、団体等の総合的な運営方針、考え方があるか 業務の一部を委託する場合に業務の選定にあたっての配慮がされているか | 15 |
| | ガバナンスの具体的なあり方 ②外部によるチェック機能 | <ul style="list-style-type: none"> 意思決定機関から完全に独立した第三者による監視機能体制（第三者委員会等）の構築等、外部によるチェック機能を活用し、専門的な視点から支援を振り返り検証することによる、サービスの質の向上が図られているか 第三者委員ないしオンブズパーソン等が有効に機能するため、適切な要綱が策定されるなどの対応が図られているか 内部及び外部によるチェック機能の体系図が明らかになるよう図られているか | |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|----------------------------|-----------------|---|----|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 地域の方やボランティアなど広く様々な立場の第三者の視点を取り入れ、その評価や意見を生かす仕組みの構築が図られているか | |
| 2 施設の維持管理 | 施設設備及び物品の維持管理能力 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全を守る施設を維持する体制の構築が図られているか 警備業務、保守点検業務、受付業務、清掃業務などについて、責任の所在が明確な実施方針が定められているか | 5 |
| 3 利用促進のための取組み、利用者への対応、利用料金 | 利用者支援の具体的な改善 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者の人権侵害を防止する制度が構築され、現に実施されているか 入所施設は地域生活のひとつの資源としての役割、使命があることを表明しているか 利用者の意思決定を支援する制度が用意され、利用者の意思を尊重した支援を施設や関係者で考え、利用者の意思を反映した個別支援計画を策定し、実施されているか 虐待ゼロや身体拘束によらない支援の実現が図られているか 虐待の疑いのある事案への適切な対応が図られているか 地域生活移行を常に意識した職員育成、支援の意義及び知識の理解への組織的な促進が図られているか 適切な組織内研修を実施し、技術の蓄積や質の向上を目指す体制の構築が図られているか より多くの利用を得るための事業の実施方針があり、それを踏まえた事業内容か より多くの利用を得るための広報・PR活動等を実施しているか 施設の特성에応じて、手話言語条例へ対応しているか 施設の特性をより効果的に生かすための自主事業はあるか 利用料金の設定、減免の考え方はあるか | 20 |
| 4 事故防止等安全管理 | 日常時の安全管理 | <ul style="list-style-type: none"> 日常支援における利用者の安全確保と事故防止のための仕組みの構築が図られているか 職員の安全を守る管理システムの構築が図られているか 日常的なリスクマネジメントが図られているか ウイルス等感染症拡大防止に取り組んで | 5 |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|--------------------|----------------|---|----|
| | | いるか | |
| | 緊急時の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 事故・不祥事等発生時の対応が事前に明確になっているか 災害発生時の対応が事前に明確になっているか 安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針が定められているか | |
| 5 地域と連携した魅力ある施設づくり | 地域の拠点施設としての考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 地域のコミュニティや福祉ニーズ、防災等に対応できる拠点として施設運営が図られているか 利用者の意思に即した地域生活移行システムの構築が図られているか | 5 |
| | 地域貢献 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の人々が施設を利活用できるなど、地域交流の方針が明確であり、地域交流が積極的に図られているか ボランティアや研修、施設見学等を積極的に受け入れ、事業への活用が図られているか 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供が図られているか | |

(2) 管理経費の節減等 (25 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを生かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
|---------|--|----|
| 6 節減努力等 | $25 \text{ 点} \times \frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から 20\% 節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額（積算価格から 20\% 以上節減している場合は、積算価格から 20\% 節減した額）}}$ <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p> | 25 |

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|-----------------|----------------------------|---|----|
| 7 人的な能力、執行体制 | 執行体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者ニーズや意思を尊重した適正な支援水準を確保するための職員配置、人材確保が図られているか ・ 利用者視点の職員採用や職員選考が図られているか ・ 専門性を有する人材の確保のための選考基準の策定が図られているか ・ サービス管理責任者、指導的立場にある職員を適切に配置する視点があるか ・ 適切な労働環境の確保が図られているか ・ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の構築が図られているか | 10 |
| | 人材育成の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成の理念に職員ケアの視点が含まれており、その理念が研修の目的等に明示されているか ・ 職員のための研修システムの構築が図られているか ・ 外部研修参加の機会の保障が図られているか ・ 資格取得や研修等参加のための時間的、経済的配慮が図られているか ・ 地域の民間施設のバックアップ及び人材育成アプローチが積極的に図られているか | |
| 8 財政的な能力 | 財務状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計に関する内部統制があるか ・ 基本財産及び運用財産の管理状況が適切か ・ 借入金の目的、規模、内容、償還計画の状況が適切か | |
| 9 コンプライアンス、社会貢献 | ガバナンスの具体的なあり方 ③コンプライアンス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法等の法令順守の観点が徹底されており、運営方針にも明確にされているか ・ 指定管理者制度に係る関係法令等順守の観点が徹底されており、運営方針にも明確にされているか ・ 指定管理業務を行う際の環境への配慮がされているか ・ 法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績があるか ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組みについての考え方があるか ・ 団体の状況に応じて、手話言語条例へ対応しているか ・ 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組み | 15 |

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 |
|----------------------|---|---|----|
| | | はあるか | |
| 10 事故・不祥事への対応、個人情報保護 | ガバナンスの具体的なあり方 ④不祥事に対する説明責任（外部への情報発信） | <ul style="list-style-type: none"> 事故や不祥事が発生した場合の迅速な報告と公表の基準が定められ、遵守が図られているか 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策はあるか 個人情報の保護が徹底されているか | |
| 11 これまでの実績 | これまでの管理運営状況等 | <ul style="list-style-type: none"> 県立障害者支援施設の社会的な信頼回復のため、具体的な取組みの実施が図られているか これまでの管理上の問題点や課題についての検証が図られているか 県による検証作業に全面的な協力が図られているか 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況は良好か 県又は他の自治体における指定取消しはないか | |

2 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の開催状況について

(1) 設置の概要

ア 設置目的

「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」による検証で得られた知見を生かし、利用者目線の支援など、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方を検討するため、「神奈川県障害者施策審議会」（以下「審議会」という。）の部会として、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

イ 所掌事項

- (ア) 虐待ゼロの実現、身体拘束によらない支援に関する事項
- (イ) 利用者本人の意思を尊重するなど利用者目線の支援に関する事項
- (ウ) (ア)(イ)を踏まえた障害者支援施設における支援のあり方に関する事項

ウ 具体の検討内容等

- (ア) 設置期間
令和2年7月8日～令和3年3月31日
- (イ) 検討内容
障害者支援施設の利用者支援について次の検討を行い、令和3年3月末までに、障害者支援施設における未来志向の支援のあり方に係る報告書を取りまとめ、今後の施策に生かしていく。
 - ・ 様々な工夫を図りながら継続的により良い支援を目指す取組みについて
 - ・ 意思決定支援の取組みについて
 - ・ 地域の社会資源との連携について
 - ・ 取組みに対する県の関わりについて
 - ・ 県立障害者支援施設の利用者支援について

(2) 開催状況

ア 第1回

- (ア) 日時
令和2年7月29日（水）18:00～20:10
- (イ) 場所
県庁本庁舎3階大会議場
- (ウ) 議事
 - a 検討部会の設置及び今後の進め方について
 - b 検証作業の進め方について
 - c 利用者目線の支援について

イ 第2回

(ア) 日時

令和2年9月7日(月) 16:00~18:10

(イ) 場所

県庁本庁舎3階大会議場

(ウ) 議事

a 第1回検討部会の論点の要約及び進め方に関する確認

b 利用者目線の支援とは

・他地域における利用者目線の支援事例について

社会福祉法人北摂杉の子会 松上利男 理事長

(発表タイトル)

「多くの『行動的課題』のある利用者の豊かな暮らしと社会参加を目指して」

(3) 今後のスケジュール

令和2年10月 第3回検討部会

11月 第4回検討部会

審議会に検討状況を報告

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に検討状況を報告

令和3年1月 第5回検討部会

・検討結果の取りまとめ(報告書骨子(案))

・検証状況報告

2月 第6回検討部会

・検討結果の取りまとめ(報告書(案))

審議会に報告書(案)を報告

第1回県議会定例会厚生常任委員会に報告書(案)を報告

3月 報告書取りまとめ

3 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

(1) 改定の理由

- ・ 平成30年3月に策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」は令和3年3月で計画期間が満了する。
- ・ 同計画は介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画に該当するものであり、介護保険法に基づき3年ごとに行われる市町村の令和3年4月の介護保険料改定にも影響を与えるため、市町村の意見も踏まえ、令和2年度中に改定する必要がある。

(2) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」（以下「基本指針（案）」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和3年度を初年度とする改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取り組みを、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

ウ 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

（いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画とする。）

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(3) 改定のポイント

基本指針（案）を踏まえ、次の事項をポイントに改定する。

ア 地域共生社会の実現

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を踏まえ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図る。

イ 認知症施策推進大綱を踏まえた施策の展開

令和元年6月に国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、誰もが認知症になりうることを意識し、同じ社会でともに生きる、共生の基盤のもと、認知症施策を進める。

ウ ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新

令和元年度に国のパイロット事業として実施した介護現場革新会議の成果を踏まえ、介護事業所へのロボット・ICT導入を促進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質の向上を図る。

エ 災害や感染症に対する対応力の強化

近年の洪水などの災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、研修・訓練の実施や、必要な物資の備蓄などの平時からの事前準備、関係機関との連携による発災時の応援体制の構築などにより、災害・感染症発生時のサービス継続の対応力強化を図る。

(4) 改定骨子案

別紙のとおり

(5) 今後のスケジュール

| | |
|--------------------|---|
| 令和2年11月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画素案審議 社会福祉審議会において改定計画素案審議 |
| 12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 |
| 令和2年12月 ～令和3年1月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施 |
| 令和3年2月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画（案）審議 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画（案）を報告 |
| 3月 | 社会福祉審議会において改定計画（案）審議 国基本指針の告示 改定計画の決定 |

「かながわ高齢者保健福祉計画」改定骨子案

第1章 計画の概要

Ⅰ 計画改定の趣旨と基本目標

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本目標
- 5 計画で取り組む事項
- 6 圏域の設定

Ⅱ 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

- 1 総人口の推移（人口減少時代へ）
- 2 高齢者の急速な増加
- 3 高齢者のいる世帯数の増加
- 4 介護保険の状況
- 5 高齢者の住環境
- 6 高齢者向け住まいの増加
- 7 高齢者の健康
- 8 高齢者の社会参画活動状況（全国の状況）
- 9 高齢者の就業の状況（全国の状況）
- 10 高齢者の所得の状況（全国の状況）
- 11 高齢者虐待の状況
- 12 高齢者の交通事故の状況
- 13 地域包括支援センターの設置状況

第2章 施策の展開

序 地域共生社会の実現に向けて

Ⅰ 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
- 3 認知症とともに生きる社会づくり
- 4 安全・安心な地域づくり

Ⅱ いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 未病改善の取組の推進
- 2 社会参画の推進
- 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
- 2 人材の養成、確保と資質の向上
- 3 サービス提供基盤の整備

Ⅳ 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

- 1 自立支援・重度化防止の取組の支援
- 2 介護保険給付適正化の取組への支援

第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

計画の目標値等

4 福祉子どもみらい局所管計画等の改定時期の変更について

(1) 改定時期を変更する計画等

- ・ 神奈川県地域福祉支援計画
(現行期間：平成30年度～令和2年度)
- ・ 神奈川県障がい福祉計画
(現行期間：平成30年度～令和2年度)
- ・ 神奈川県手話推進計画
(現行期間：平成28年度～令和2年度)
- ・ かながわ青少年育成・支援指針
(現行期間：平成28年度～令和2年度)

(2) 改定時期を変更する理由

次の理由により、令和2年度に予定していた計画等の改定時期を令和3年度に変更する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活への影響が大きいため、その影響を把握・分析したうえで、改定する計画等に反映する必要があること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の影響で市町村や関係団体等と改定に係る十分な議論ができないこと。
- ・ 「神奈川県地域福祉支援計画」及び「神奈川県障がい福祉計画」については、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」において検討する「利用者目線の新しい障がい福祉のあり方」を、改定する計画に反映する必要があること。
- ・ 「かながわ青少年育成・支援指針」の改定にあたっては、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案して作成するよう努めるものとされているが、国大綱の改定時期が、新型コロナウイルス感染症対策の影響により未定であること。

(3) 改定時期の変更による取扱い

改定するまでの間、現行計画等に基づき施策を展開する。

(4) 今後のスケジュール

- 令和3年9月 3計画及び指針について、第3回県議会定例会厚生
常任委員会に改定骨子（案）を報告
- 令和3年12月 3計画及び指針について、第3回県議会定例会厚生
常任委員会に改定素案を報告
3計画及び指針について、パブリックコメントを実施
- 令和4年2月 3計画及び指針について、第1回県議会定例会厚生
常任委員会に改定（案）を報告
- 3月 3計画及び指針を改定

5 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し時期の変更について

(1) 見直し時期を変更する条例

- ・ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
(当初の見直し時期は令和2年9月)
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(当初の見直し時期は令和3年3月。以下の条例も同じ。)
- ・ 神奈川県手話言語条例
- ・ 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例

(2) 見直し時期を変更する理由

県では、条例を常に時代に合致したものにするため、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、個々の条例の施行後5年を経過するごとに、見直しの検討を行うこととしている。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で有識者や関係団体等と条例見直しに係る十分な議論ができないという理由により、対象条例の見直しの検討を延期し、令和3年度に見直しの検討を行う。

(3) 今後のスケジュール

令和3年9月 「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」について、第3回県議会定例会厚生常任委員会に見直し結果を報告

令和4年3月 上記以外の3条例について、第1回県議会定例会厚生常任委員会に見直し結果を報告

6 児童相談所の再編について

児童虐待相談件数が年々増加し、事案が複雑困難化するとともに、組織が大規模化しているため、その緊急的な対応策として、中央児童相談所と厚木児童相談所の再編を検討している。

(1) 背景

ア 児童虐待相談件数及び児童福祉司数の推移

児童虐待相談件数は年々増加し、事案の困難化・複雑化する中、児童福祉法の改正等に伴い、児童相談所の児童福祉司を増員してきた。

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 相談件数 | 3,773件 | 4,105件 | 4,904件 | 5,838件 | 7,349件 | — |
| 児童福祉司数 | 70人 | 70人 | 86人 | 98人 | 125人 | 139人 |

(中央、平塚、鎌倉三浦、小田原、厚木の5つの児童相談所の合計)

イ 児童相談所の状況

中央児童相談所と厚木児童相談所は、年間の児童虐待相談件数が2,000件超、職員数が100人超となるなど組織が大規模化している。

| | 中央 | 平塚 | 鎌倉三浦 | 小田原 | 厚木 |
|-------------------------------|---------------------------|----------------------------------|--------------------------|---|---|
| 所在 | 藤沢市 | 平塚市 | 横須賀市 | 小田原市 | 厚木市 |
| | 総合療育相談センターと同建物内 | 単独庁舎 | 横須賀オフサイトセンター内 | 小田原合同庁舎内 | 単独庁舎 |
| 所管人口 (令和2年4月1日現在) | 96万人 | 58万人 | 30万人 | 34万人 | 62万人 |
| 相談件数 (令和元年度) | 2,493件 | 1,361件 | 458件 | 990件 | 2,047件 |
| 職員数 (非常勤含) (令和2年4月1日現在) | 119人 | 90人 | 32人 | 38人 | 100人 |
| 所管区域 | 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 寒川町 | 平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町 | 鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町 | 小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 | 厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村 |

ウ 今後の職員数の増員見込み

児童福祉法の基準により、虐待相談件数の増加等に伴い、引き続き児童福祉司等の増員が見込まれる。

(2) 課題

児童虐待相談件数が増加し、職員の増員に伴い組織が大規模化する中、迅速・的確に対応できる運営体制の確保が重要な課題。

特に相談件数が多く、組織が大規模化している中央児童相談所と厚木児童相談所は、早急に所管区域を見直し、組織の規模を適正化する必要がある。

(3) 対応策

ア 中央児童相談所と厚木児童相談所の再編案

中央児童相談所と厚木児童相談所の適正規模化を図るため、それぞれの所管区域を見直した上で、中央児童相談所の建物内に、新しい児童相談所を設置する。

新しい児童相談所は、現在中央児童相談所の所管である大和市及び厚木児童相談所の所管である綾瀬市を所管区域とし、「(仮称)大和綾瀬地域児童相談所」とする。

現行

| 所属 | 所管区域 |
|---------|--|
| 中央児童相談所 | 藤沢市・茅ヶ崎市 ・ <u>大和市</u> ・寒川町 〔所管人口 96 万人〕 〔相談件数 2,493 件〕 |
| 厚木児童相談所 | 厚木市・海老名市 座間市・ <u>綾瀬市</u> 愛川町・清川村 〔所管人口 62 万人〕 〔相談件数 2,047 件〕 |



再編案（令和3年4月～）

| 所属 | 所管区域 |
|-----------------------------|---|
| 中央児童相談所 | 藤沢市・茅ヶ崎市 寒川町 〔所管人口 73 万人〕 〔相談件数 1,872 件〕 |
| <u>(仮称)大和綾瀬地域 児童相談所</u> | <u>大和市・綾瀬市</u> 〔所管人口 32 万人〕 〔相談件数 918 件〕 |
| 厚木児童相談所 | 厚木市・海老名市 座間市・愛川町・清川村 〔所管人口 53 万人〕 〔相談件数 1,750 件〕 |

イ (仮称) 大和綾瀬地域児童相談所の設置案

- (ア) 所在地 藤沢市亀井野 3 1 1 9
(中央児童相談所、総合療育相談センターと同建物内)
- (イ) 所管区域 大和市、綾瀬市
- (ウ) 業務内容 相談、措置、市町村支援
- (エ) 設置時期 令和3年4月1日(予定)

ウ 児童相談所のさらなる体制強化の検討

庁内プロジェクトチームを設置し、所管区域の見直しや民間活力の導入、人材確保育成策の強化など、児童相談所のさらなる体制強化について、抜本的な検討を進める。

(4) 今後のスケジュール

令和2年11月 第3回県議会定例会に神奈川県行政機関設置条例改正議案を提出

令和3年4月 「(仮称) 大和綾瀬地域児童相談所」開設

【図】 中央児童相談所と厚木児童相談所の再編案

